

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年12月13日

照会部署名 秋田年金事務所

厚生年金適用調査課

照会担当者 厚生年金適用調査課長

柴田 勉

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[REDACTED] 業務実施部署の長の確認 高清水

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-048

本部受付番号 No. 2010-1261

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

月額変更（隨時改定）の該当要件について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

※関係法令

- ①厚生年金保険法 23条
- ②健康保険法 43条

※通達

- ①昭和44年6月13日保発第25号・府保発第11号

(内容)

月額変更（随时改定）の該当要件とされている「昇給又は降給、固定的賃金の増額又は減額」に、次ぎの事例が該当するか疑義が生じましたのでご教示願います。

- ①基本給の5%を3ヶ月間減じる旨の懲戒処分を受けたとき。
 - ②上記①の処分が1ヶ月延長されることになったとき。
 - ③停職3ヶ月（その間無給）とされたとき。
 - ④上記③の者が、復職後は降格となり役職手当が無くなったとき。
- ※懲戒処分については就業規則及び労働協約等に定められていない。

<対応策等>

理由が懲戒処分であっても「固定的賃金の変更」には該当すると思われ、それが3ヶ月を超えて引き続くと見込まれるものについては随時改定の要件に該当するものと考えます。

- ①については3ヶ月を超えないため不該当
- ②については3ヶ月を超えることとなるため該当
- ③については労務提供も給与支給も無いため不該当
- ④については復職後に給与支給が開始された月から該当

以上のように整理してみましたが、通常のベースダウンと違い、一定の処分期間経過後には元の給与水準へ戻る場合が多く、その際には「昇給、固定的賃金の増額」として該当するのかも含め、処分内容（減給か停職か、又はその期間）により取り扱いが違うことなど、不明な点もあるため照会いたします。

(ブロック本部回答)

厚生年金保険法第23条、健康保険法第43条及び昭和44年6月13日付保発第25号・府保発第11号より、以下の三つ全てに該当している場合に随時改定が行われる。

- (1) 昇(降)給などで固定的賃金に変動があった場合
- (2) 変動月以降ひき続く3ヶ月の報酬の平均月額と現在の標準報酬月額等級との間に2等級以上の差が生じた場合
- (3) 3ヶ月とも支払基礎日数が17日以上ある場合

よって、処分内容が上記(1)～(3)に該当するか否かで判断すべきであり、ご照会の事例は以下のとおりとなる。

<(3)(4)について>

③貴見のとおり、固定的賃金の変動ではないため不該当である。

④手当の廃止は固定的賃金の変動にあたるため、役職手当がなくなった月を変動月とし、上記(2)(3)に該当する場合、随時改定が行われる。

<(1)(2)について>

昭和50年3月29日付保険発第25号・府保険発第8号により、「(1)一時帰休に伴い、低額な休業手当が支払われることとなった場合は、これを固定的賃金の変動とみなすが、その状態が継続して3ヶ月を超える場合のみ随時改定に該当する (2)労働協約等に基づき固定的賃金についていわゆる賃金カットが行われた場合は、(1)に準じて取扱うこと」と示されており、

減給制裁が同通知(2)における「いわゆる賃金カット」と同様の取扱いで良い場合は、①②は貴見のとおり、3ヶ月を超える場合に随時改定となる。

しかし、「いわゆる賃金カット」と同様の取扱いで良いか不明なため、機構本部へ照会されたい。(疑義照会No.2010-386では、労働協約に基づかない賃金カットであっても、3ヶ月超えた場合、随時改定に該当するとの回答がなされております)

回答日 平成22年12月27日
回答部署名 東北ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（適用支援G長）小澤 昭吉
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

高橋

(本部回答)

懲戒処分による減給があった場合でも固定的賃金そのものの変更がない限り月額変更の対象となる固定的賃金の変更とはならない。したがって④のみ月額変更の対象となる。また懲戒処分による減給は昭和50年3月29日付保険発第25号・府保険発第8号の「いわゆる賃金カット」には該当しない。なお懲戒処分は通常就業規則の定めにより行われ、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は・・無効」（労働契約法第15条）となるため、処分の内容等に疑義が残る場合には労働基準監督署等への照会をすることが望ましい。

回答日 平成23年 1月19日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

坂東